

# 税務行政の現状と課題

# 目次

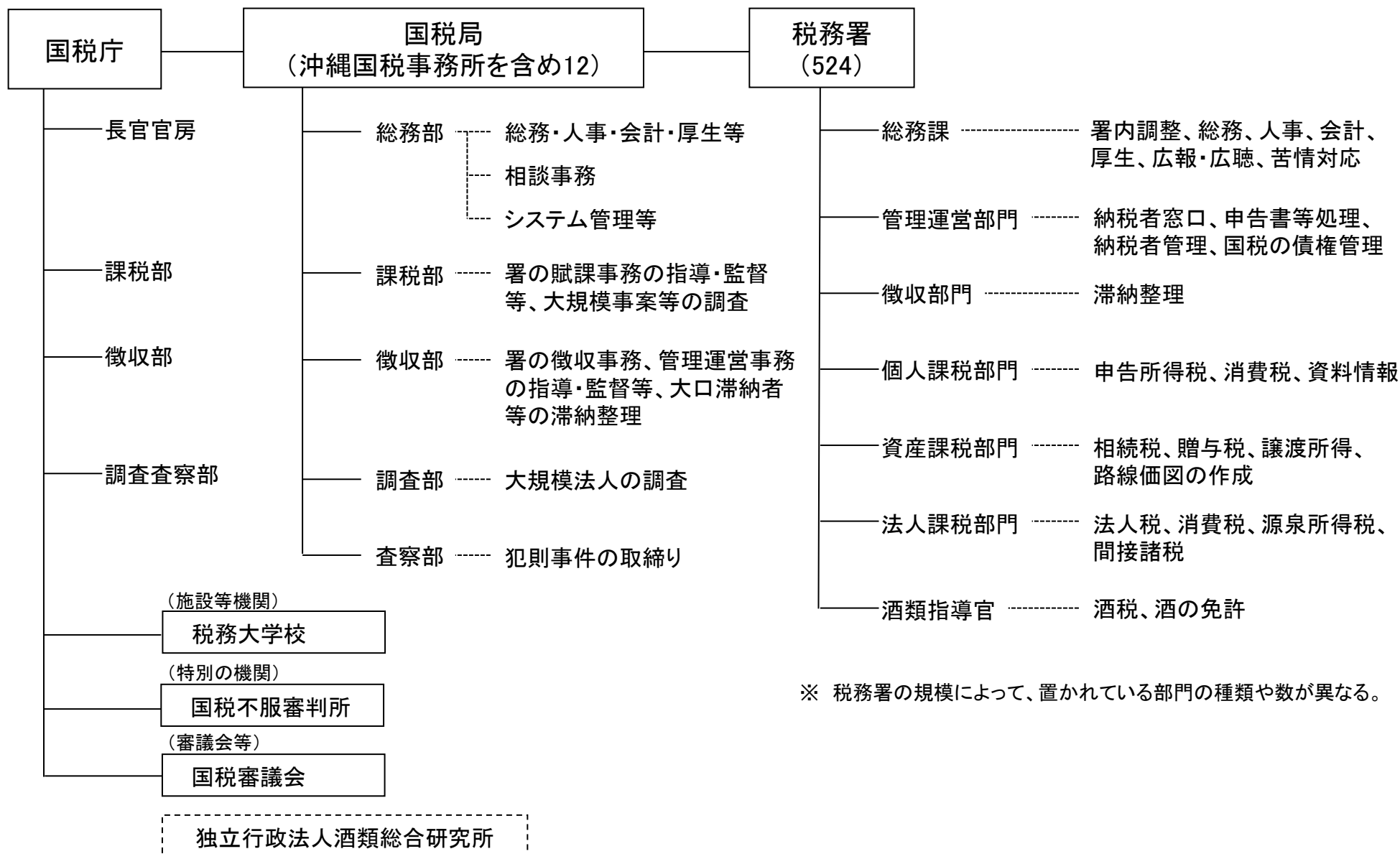
I	国税庁の組織	P 3
II	税務行政を取り巻く環境と課題	P 7
III	コーポレートガバナンスの充実を通じたコンプライアンスの向上	P13
IV	国外財産調書制度と富裕層のコンプライアンスの向上	P17
V	e-Tax(国税電子申告・納税システム)の取組	P21
VI	社会保障・税番号制度への対応	P24
VII	改正相続税法への対応	P29
VIII	国際的な租税回避への対抗	P31
IX	その他	P38

---

# I 国税庁の組織

# I 国税庁の組織

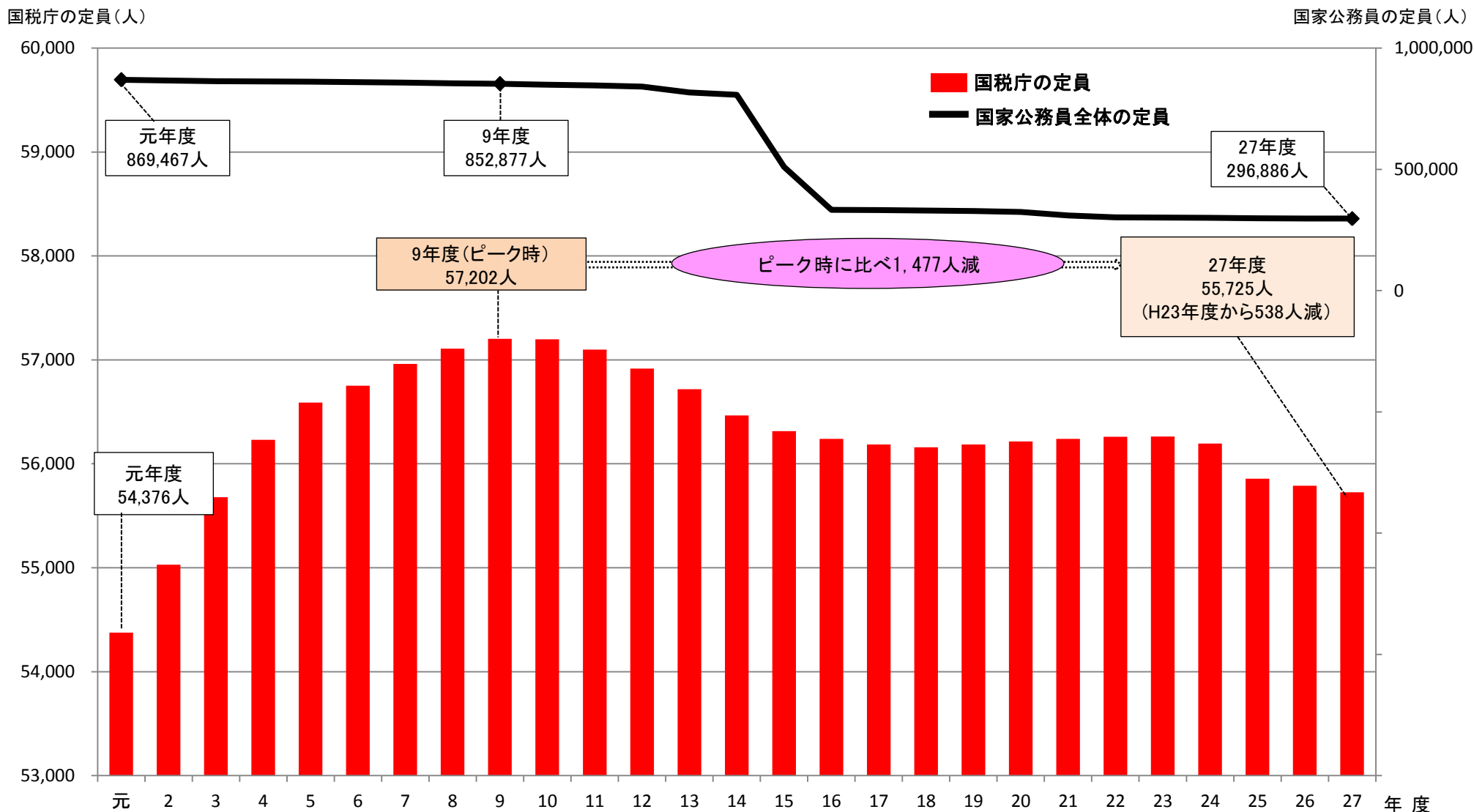
## ○ 国税庁の機構



※ 税務署の規模によって、置かれている部門の種類や数が異なる。

# I 国税庁の組織

## ○ 国税庁の定員の推移

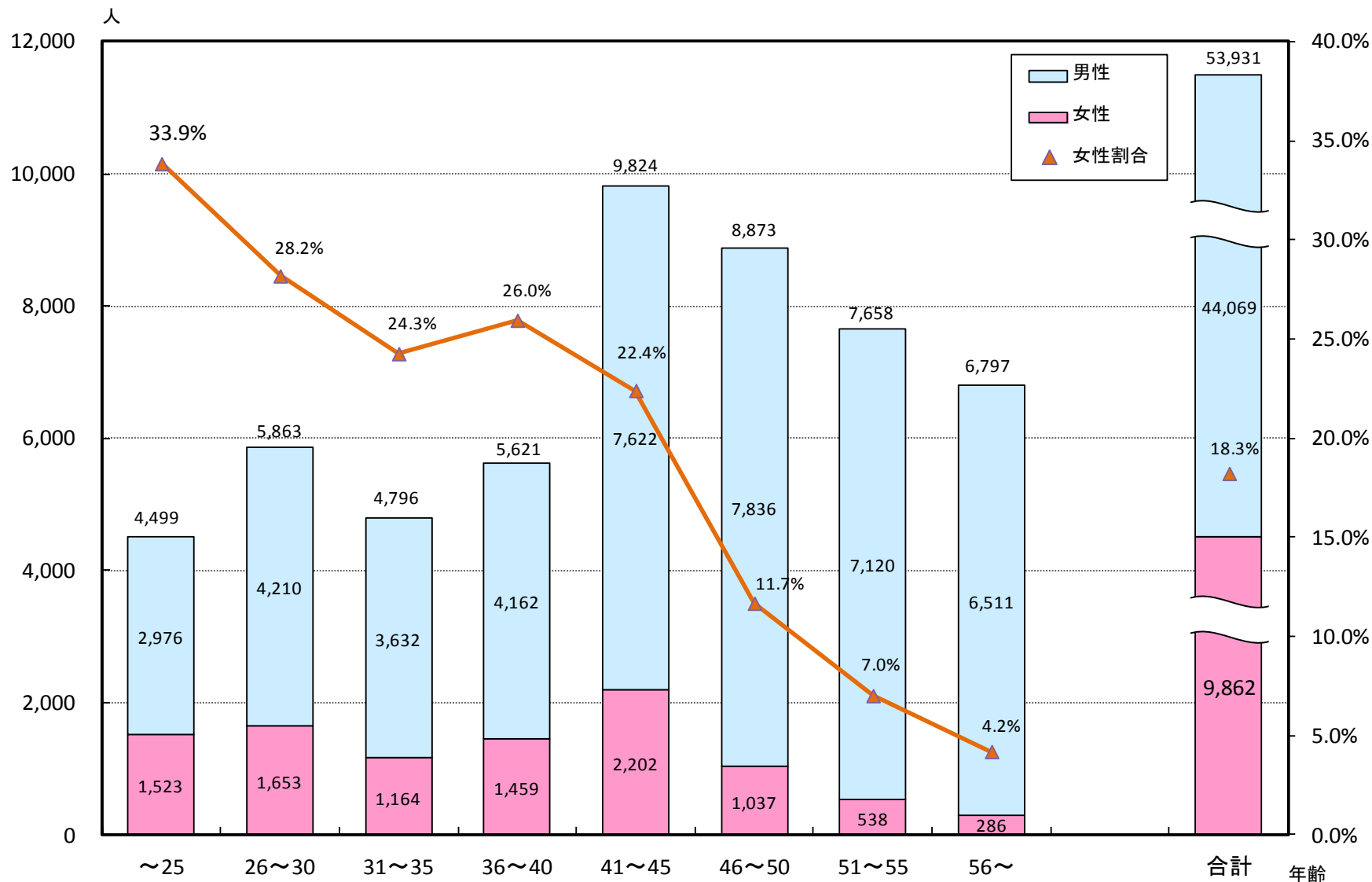


(注) 国家公務員全体の定員: 地方警察官を含み、自衛官を除く。

主な減少の要因: 郵政公社化▲28.6万人(15年度)、国大法人化▲13.3万人(16年度)

# I 国税庁の組織

## ○ 年齢別・男女別職員構成(平成26年4月)



---

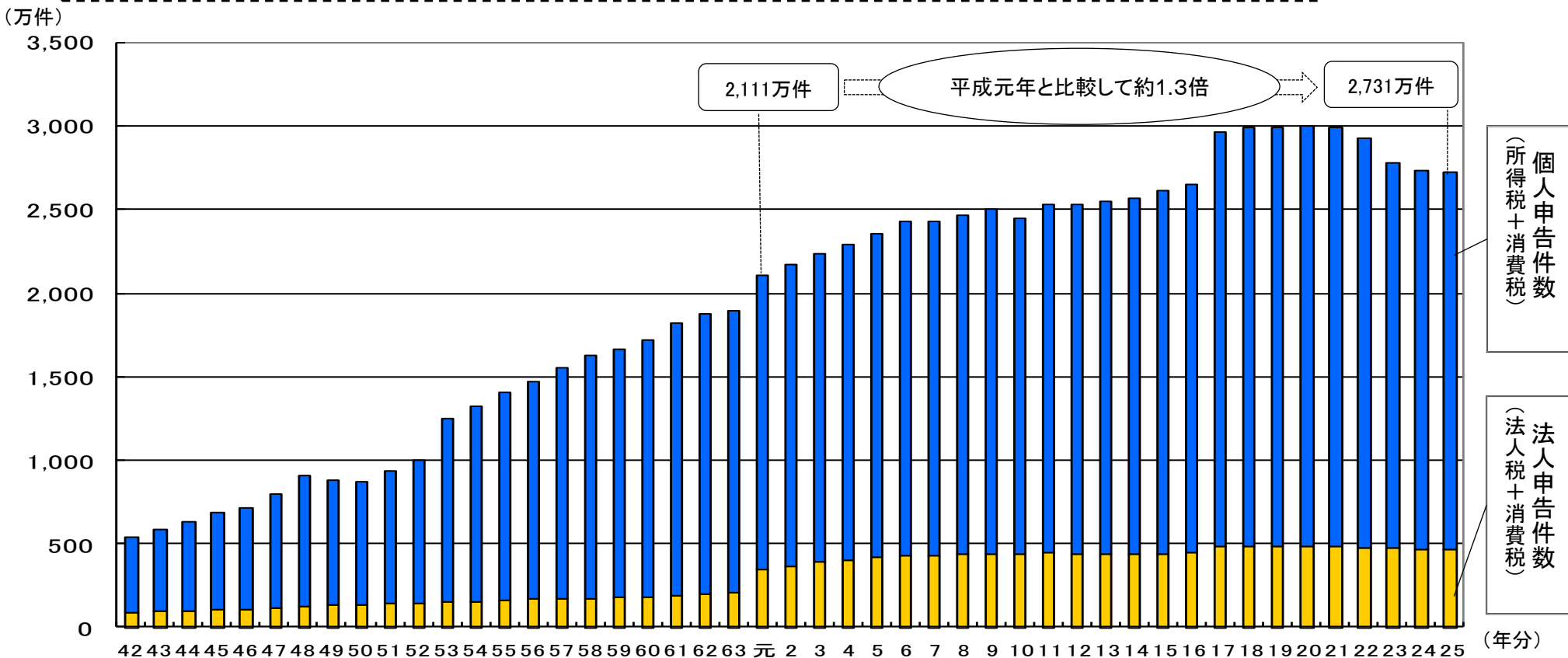
## Ⅱ 税務行政を取り巻く環境と課題

## Ⅱ 税務行政を取り巻く環境と課題

### ○ 申告件数の増加(法人税・所得税・消費税)

- 申告書提出件数は平成元年と比較して、約1.3倍に増加
- 所得税の還付申告件数は、平成元年と比較して約1.9倍に増加

平成22年度税制改正による連結子法人の欠損金の持込み制限緩和などに伴い連結法人数が増加



(注1) 法人税は平成19年までは各事務年度(7月1日~6月30日)中に申告期限が到来したものに係る件数であり、平成20年以降は4月から翌年3月末までに終了した事業年度に係る件数、所得税は各年分の件数、消費税は各年度(4月~3月)中に課税期間が終了したものに係る件数を計上。

(注2) 個人の申告件数について、平成17年は消費税免税点引下げや公的年金等控除の見直し等に伴い、申告件数が平成16年に比して約300万件増加。一方、平成23年は公的年金受給者の申告不要制度の導入等に伴い、申告件数が平成22年に比して約130万件減少。

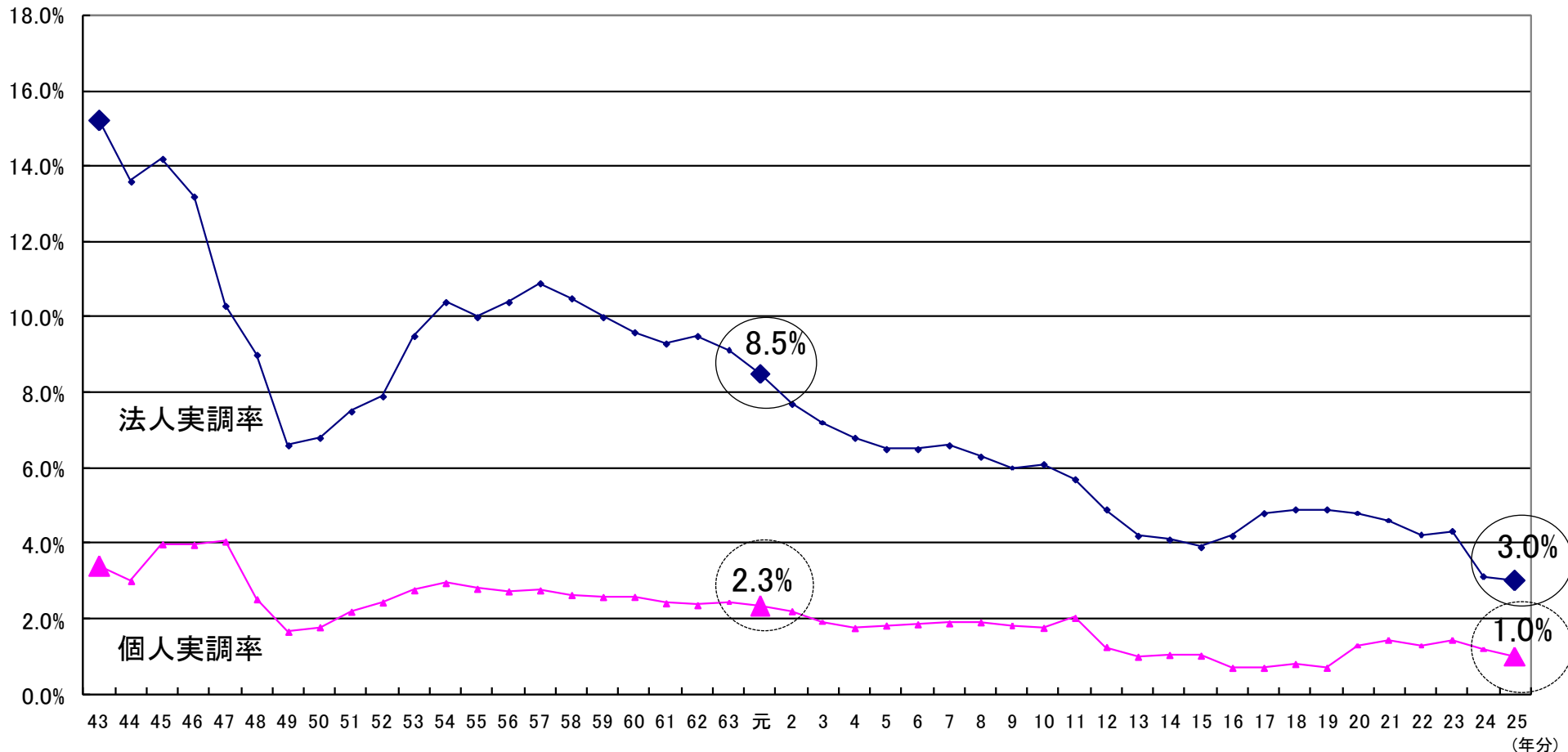
(注3) 所得税の還付申告件数は、平成元年に比して約580万件増加。



## Ⅱ 税務行政を取り巻く環境と課題

### ○ 実調率の推移

- 申告件数の増加等による業務量の大幅な増加、経済取引の国際化・高度情報化の進展による業務の質的困難化に伴い、いわゆる「実調率」(注)は、平成元年と比較して、法人・個人ともに低下



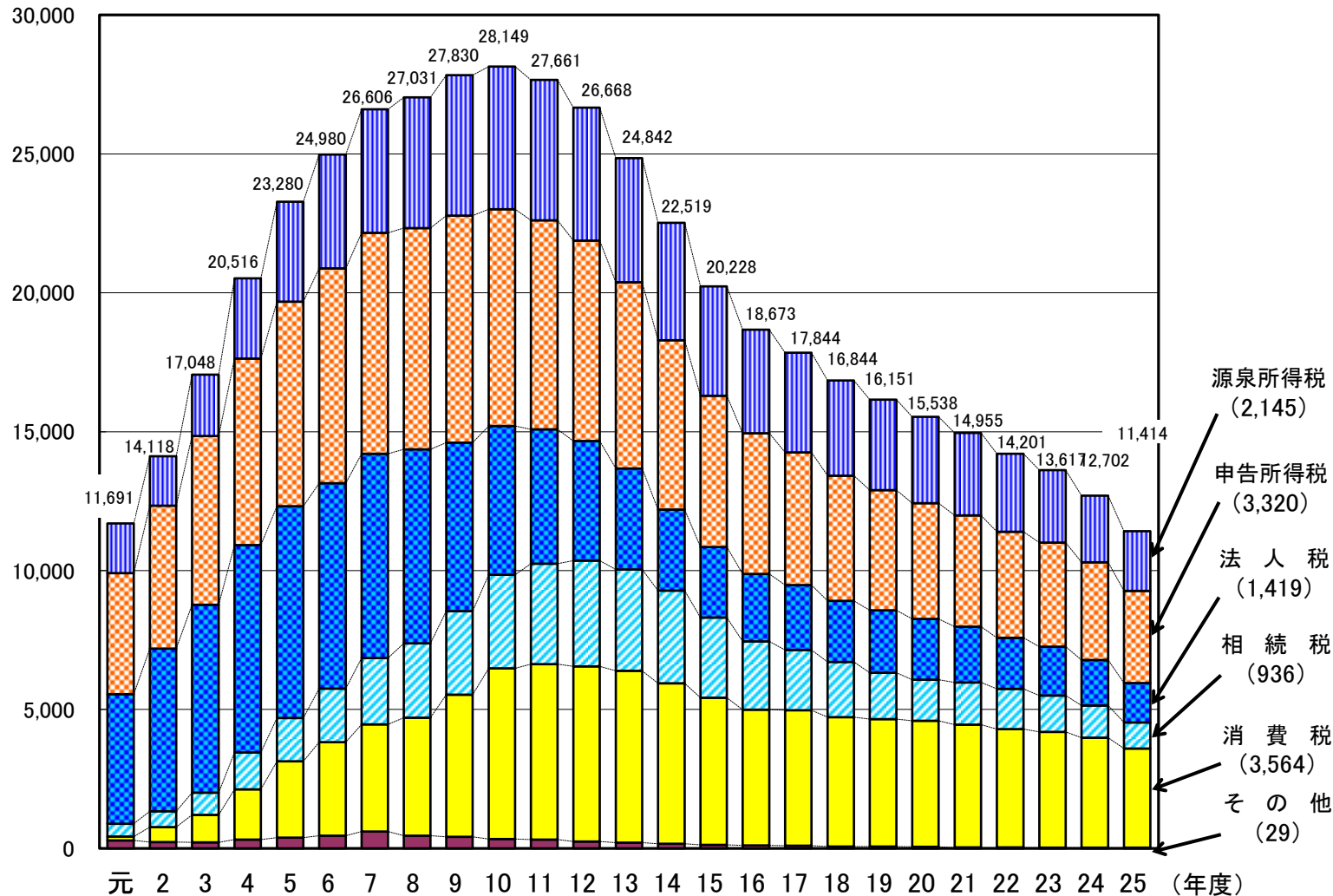
(注1) 「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したものの。

(注2) 「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着目調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

# Ⅱ 税務行政を取り巻く環境と課題

## ○ 租税滞納状況の推移

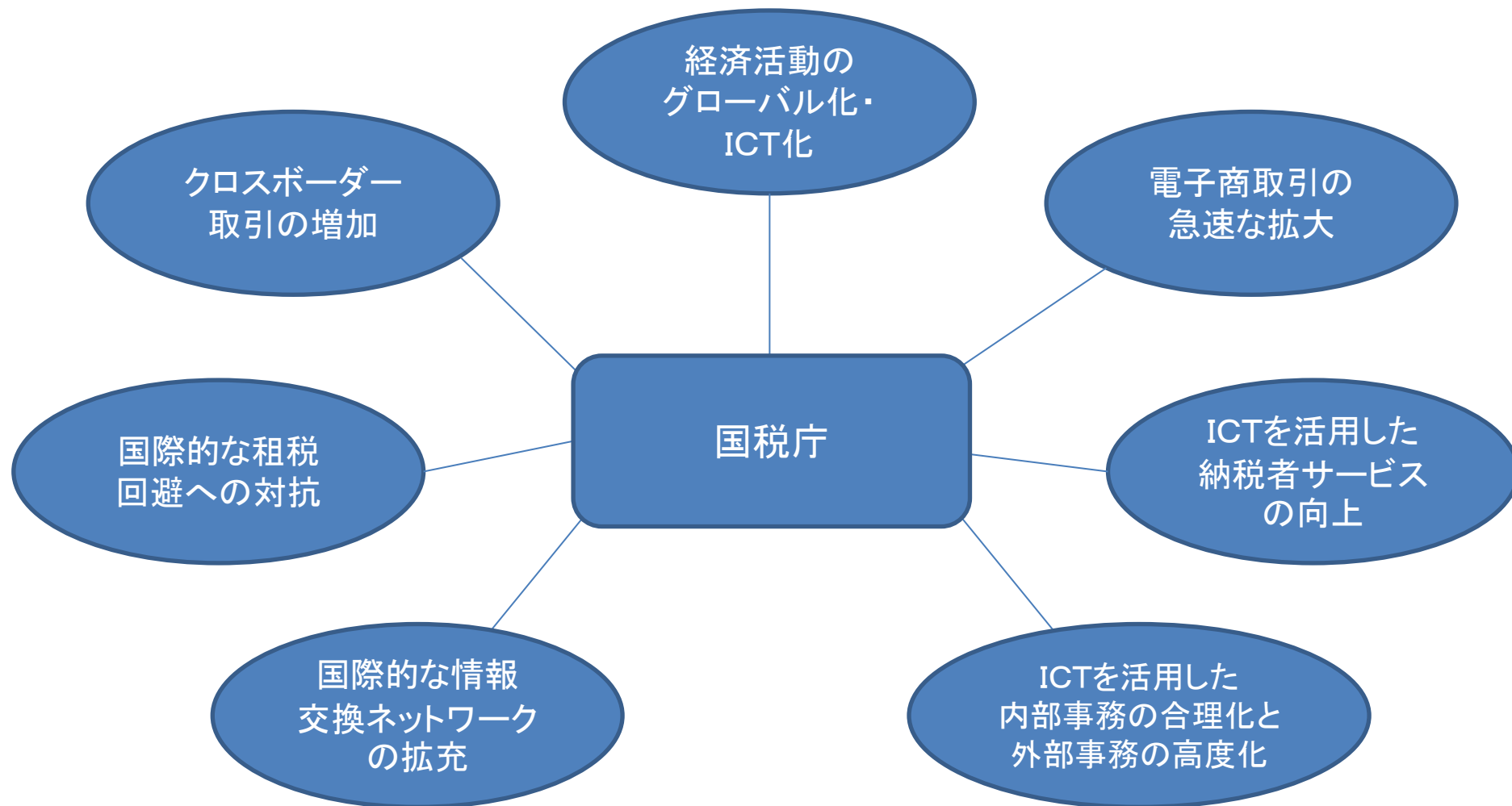
(億円)



(注) 地方消費税を除く。

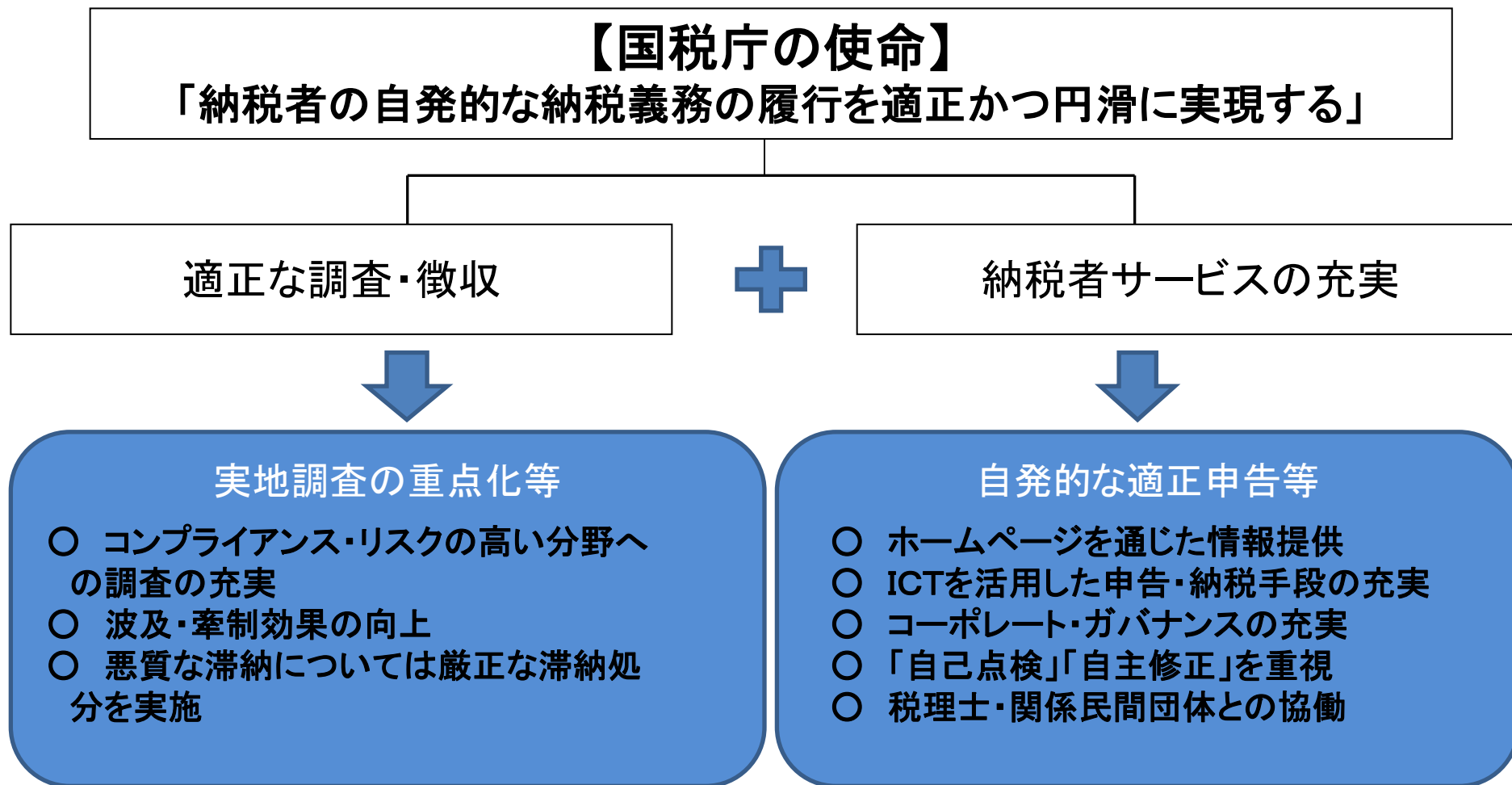
## Ⅱ 税務行政を取り巻く環境と課題

### ○ 税務行政を取り巻く環境とその対応



## Ⅱ 税務行政を取り巻く環境と課題

### ○ これからの税務行政の方向性



納税者のコンプライアンス・リスクに応じて多様な手法を選択

---

## Ⅳ コーポレートガバナンスの充実を 通じたコンプライアンスの向上

### Ⅲ コーポレートガバナンスの充実を通じたコンプライアンスの向上

国税当局は、税務調査の機会に大企業のトップマネジメントと意見交換を実施するなど、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進

説明会の実施  
(平成23年5月～)

- 大企業のトップマネジメントが集まる会合において、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけ（効果的な取組事例の紹介など）  
【説明会実施回数 約300回】

各企業への  
アプローチ  
(平成23年7月～)

- 全国国税局調査部の特別国税調査官所掌法人に対する税務調査の機会に、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認・判定
- 調査終了時に、大企業のトップマネジメントと国税局幹部が意見交換（効果的な取組事例の紹介など）  
【アプローチ回数 延べ467回】  
（
  - ・23事務年度 169回
  - ・24事務年度 152回
  - ・25事務年度 146回）
- 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好等、調査間隔を延長することが相当である法人を選定（24事務年度アプローチ以降を対象）

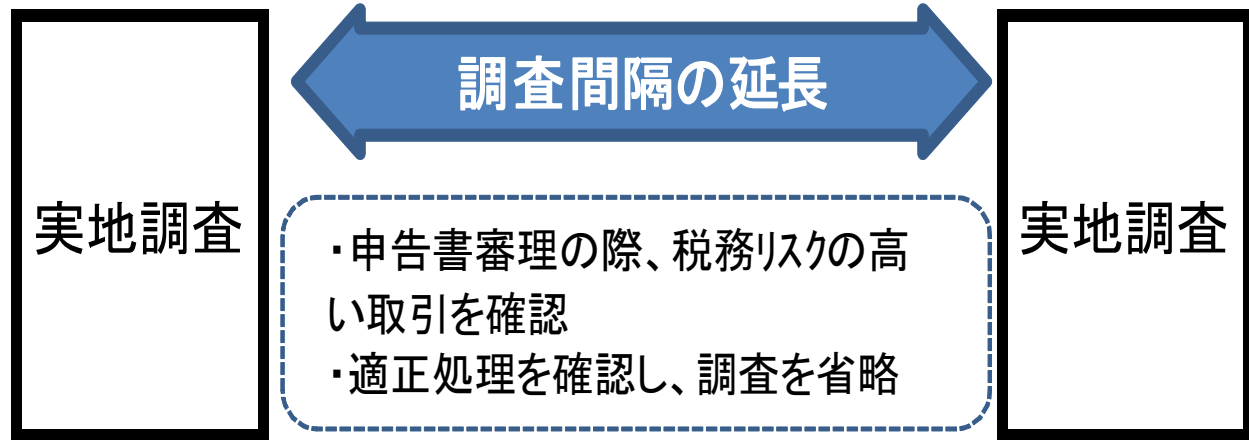
# Ⅲ コーポレートガバナンスの充実を通じたコンプライアンスの向上

(判定結果の良好な法人に対する対応) 平成24年7月～

申告に含まれる事業再編や特別損失など税務リスクの高い取引の自主開示を受け、適正処理の確認を条件に、調査間隔を延長

【調査間隔延長法人数 十数社程度】

【イメージ】



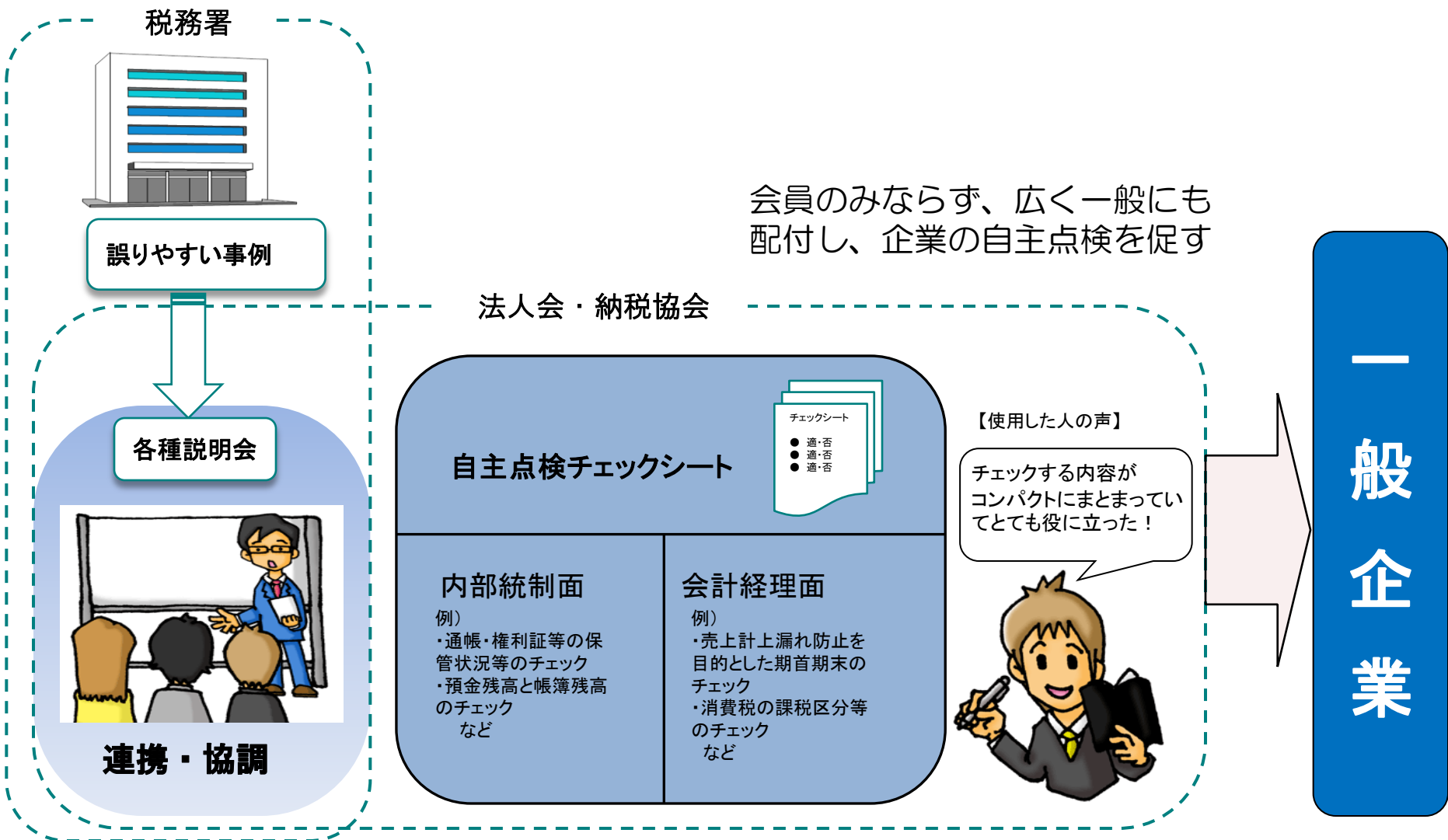
企業の税務調査対応の負担軽減

調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分

(これまでの取組状況及び企業の意見等を踏まえ、当該取組を検討)

# Ⅲ コーポレートガバナンスの充実を通じたコンプライアンスの向上

## ○ 自主点検チェックシートの活用





---

## IV 国外財産調書制度と富裕層の コンプライアンスの向上

# IV 国外財産調書制度と富裕層のコンプライアンスの向上

## ○ 富裕層のコンプライアンス(特に海外資産)の確保

### ➤ 財産及び債務の明細書

- ◆ 財産(国内外を問わず)の種類・数量・金額や債務の金額に関する情報が記載された年間の所得金額が2,000万円を超える個人からの提出資料

### ➤ 国外送金等調書

- ◆ 100万円を超える国外送金及び国外送金の受領があった場合に金融機関から税務署に提出される資料(平成21年3月までは200万円超)

### ➤ 情報交換

- ◆ 納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組み
  - ・ 租税条約に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。
  - ・ 要請に基づく情報交換は、通常、文書の交換により実施しているが、複雑な取引で文書では外国税務当局の正確な理解を得ることが困難と見込まれる事案等については、事案の詳細や説明すべきポイント等を直接面談の上で説明・意見交換を行う「情報交換ミーティング」を実施。

## 課題

国外財産の保有が増加するなど財産保有が多様化・国際化

⇒ 適正な課税を確保する観点から、国内も含め、ストック情報の一層の充実を図る必要

# IV 国外財産調書制度と富裕層のコンプライアンスの向上

## ○ 国外財産調書制度とは・・・

年末時点において5,000万円を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度

(記載内容)

- ◆ 財産の種類、数量、価額及び所在
- ◆ 財産の価額は、原則として12月31日現在の「時価」又は「見積価額」

(提出期限)

- ◆ 翌年3月15日まで  
(平成25年末時点分から適用)

(提出促進策)

- ◆ 国外財産に関する所得等の申告漏れの場合に、
  - ✓ 提出された国外財産調書に記載があるときは、過少申告加算税又は無申告加算税を 5% 軽減
  - ✓ 国外財産調書の提出がないとき又は提出された国外財産調書に記載がないときは、過少申告加算税又は無申告加算税を5%加重
- ◆ 国外財産調書の不提出・虚偽記載については、罰則 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金) の適用あり

※ 罰則については、平成27年1月以降に提出すべき調書から適用

# IV 国外財産調書制度と富裕層のコンプライアンスの向上

## ○ 富裕層のコンプライアンス向上に向けた取組

### ➤ 富裕層PTの設置

- 富裕層に係る情報収集機能を一段と強化する観点から、富裕層が集中している東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局にプロジェクトチームを設置。
- 国外財産調書や国外送金等調書のみならず、今後導入予定の以下の制度も活用して、富裕層に対する情報収集、調査の一層の充実を図る。

### ➤ 平成27年度税制改正

#### ◆ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

- ✓ 国外転出をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等を有する場合には、国外転出時に、有価証券等の譲渡等をしたものとみなして課税。

(参考)平成27年7月1日以後に国外転出をする場合に適用。

#### ◆ 財産及び債務の明細書の見直し

- ✓ 所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、国外財産調書と同様の事項の記載を要するなど、現行の財産及び債務の明細書を新たに財産債務調書として整備。

(参考)平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書から適用。

#### ◆ 非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換のための報告制度の整備

- ✓ 非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換を実施するため、日本においては金融機関による非居住者の口座情報(口座残高、利子・配当等の年間受取総額等)の報告制度を整備。

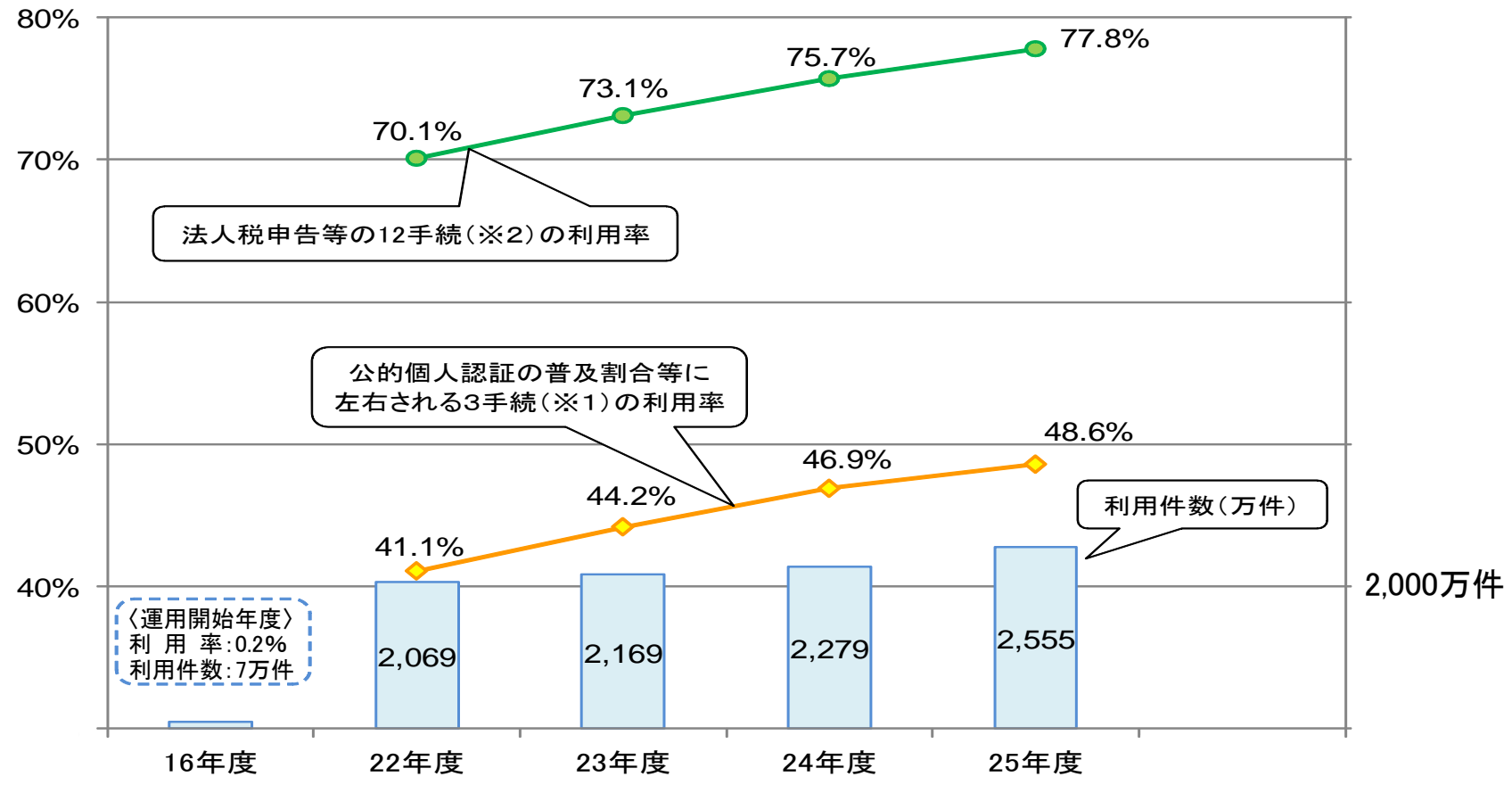
(参考)平成30年に金融機関の口座情報に係る自動的情報交換を開始。

---

# V e-Tax(国税電子申告・納税システム)の取組

# V e-Tax(国税電子申告・納税システム)の取組

## ○ e-Taxの利用率及び利用件数



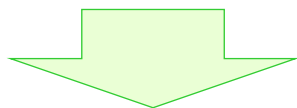
※1 所得税申告、消費税申告(個人)、納税証明書の交付請求  
 ※2 法人税申告、消費税申告(法人)、酒税申告、印紙税申告、給与所得の源泉徴収票等(6手続)、利子等の支払調書、電子申告・納税等開始(変更等)届出書

○ 利用件数は、上記15手続のほか、贈与税などの申告、申請・届出手続等を含めた総件数

# V e-Tax(国税電子申告・納税システム)の取組

## これまでの取組

- e-Taxによる所得税申告において、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、これらの領収書等の添付を省略（平成20年から実施。逐次、対象範囲を拡大）
- 税理士が納税者の依頼を受けてe-Taxによる申告を行う場合、納税者本人の電子署名を省略（平成19年から実施）
- e-Taxによる納付手続やメッセージボックスの確認を、スマートフォンやタブレット端末でも行えるようシステムを改善（平成26年6月から実施）



## 今後の取組

- 番号制度の導入を契機として、利用者の利便性向上を図るため、新たな認証方式を導入（平成29年1月から運用開始予定）
- e-Taxで申告を行う場合、添付書類等について、書面による提出に代えてイメージデータによる提出が可能（平成28年4月から法人関係手続等で運用開始予定。平成29年1月から対象手続を拡大予定）

---

## VI 社会保障・税番号制度への対応



# VI 社会保障・税番号制度への対応

## 社会保障・税番号制度

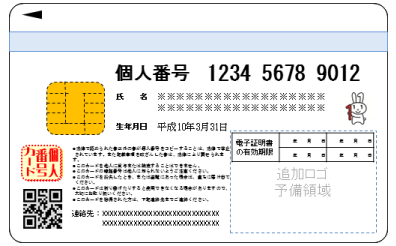
- 平成27年10月から個人番号・法人番号の通知、平成28年1月から順次、番号の利用を開始。
- 個人番号：
  - ・ 市区町村長が、住民票を有する全ての者に1人1つの番号(12桁)を指定。
  - ・ 市区町村から住民票の住所あてに、通知カードにより通知。
  - ・ 社会保障、税、災害対策の3つの分野の法律で定められた事務でのみ利用。
  - ・ 平成28年1月以降、市区町村へ申請することにより、通知カードと引き換えに個人番号カード(ICチップ付)の交付を受けることができる。

【個人番号カード】

(表面)



(裏面)



～個人番号カードの利用例～

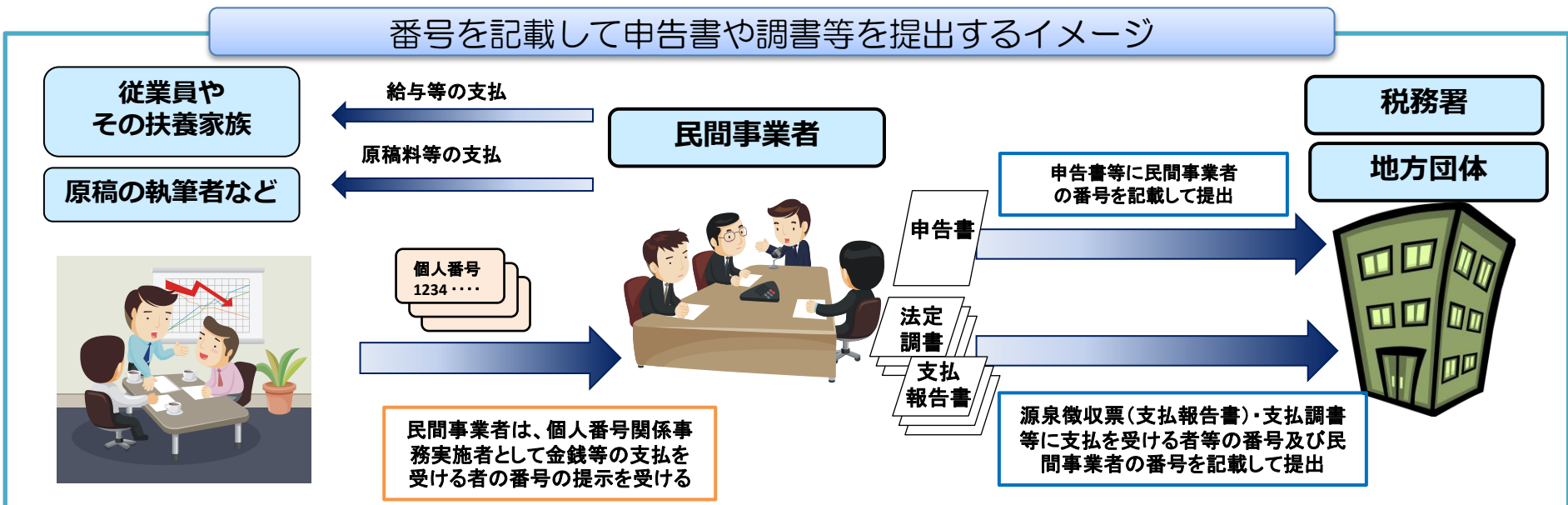
- ・ 本人確認のための身分証明書
- ・ 市区町村の図書館の利用証や印鑑登録証など、地方公共団体が条例で定めるサービス
- ・ e-Tax等の電子申請時の電子証明

- 法人番号：
  - ・ 国税庁長官が、株式会社などの法人等に1法人1つの番号(13桁)を指定。
  - ・ 国税庁から登記上の所在地あてに、書面により通知。
  - ・ 法人等の3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)は、インターネットを利用して広く一般に公表され、誰でも自由に利用可能。

# VI 社会保障・税番号制度への対応

## 税務分野での番号の利活用

(1) 番号制度導入後は、税務署に提出する申告書・法定調書等に当該提出者等に係る番号を記載



- マイナンバーの取扱いは、厳格な保護措置が必要。  
事業者は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の適切な管理のため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会策定)に沿って適切な安全管理措置を講ずる必要。

# VI 社会保障・税番号制度への対応

## 〈申告書等への番号記載開始時期〉

- ・ 所得税申告書：平成28年分の申告書から  
(平成29年確定申告期から提出が本格化)
- ・ 法人税申告書：平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
- ・ 法定調書：平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから

## (2) 納税者利便の向上 ～以下のようなことを検討中～

- 確定申告時等における添付書類の省略  
住宅ローン控除等の申告時における住民票の添付を省略。
- 源泉徴収票・支払報告書の電子的提出の一元化  
国と地方それぞれに提出している給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、電子的提出を一元化。
- マイ・ポータル／マイガバメントとの連携  
マイ・ポータル／マイガバメントとe-Taxとの連携を図る。

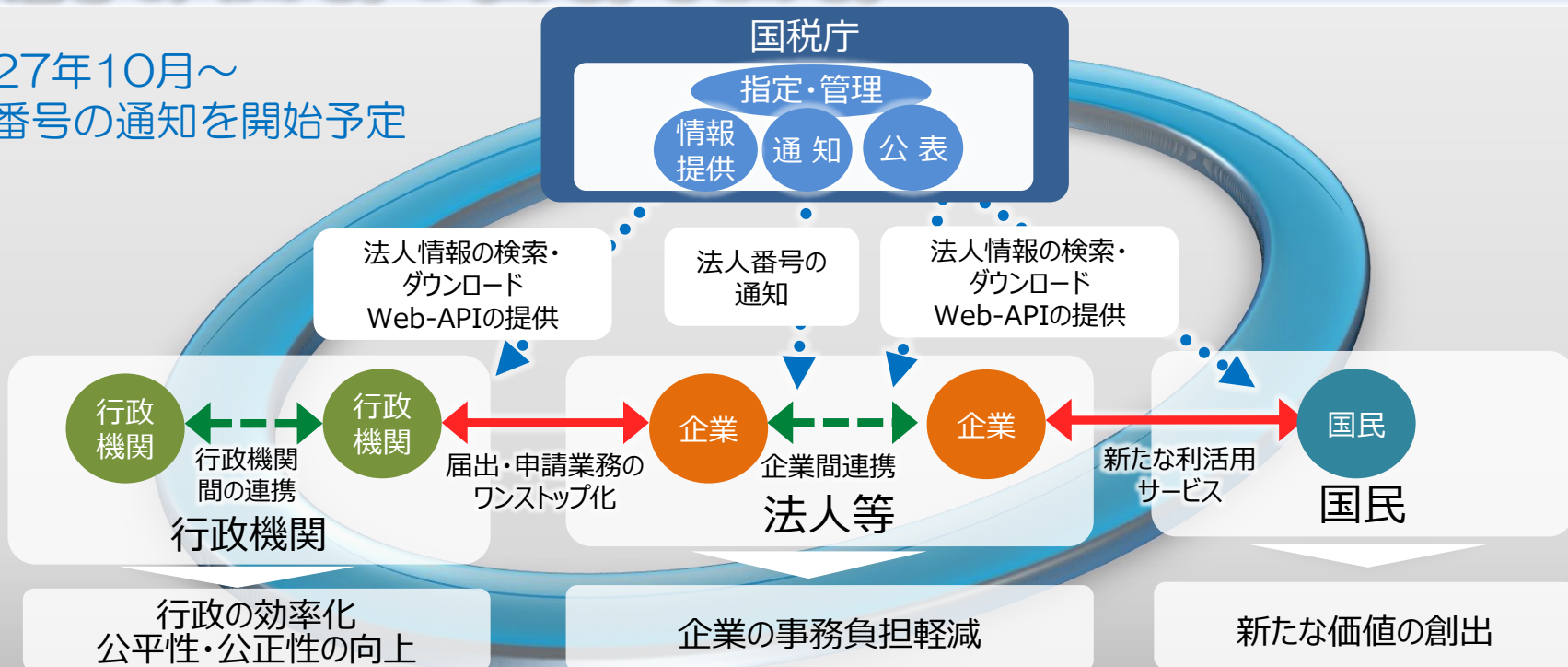
## (3) 所得把握の適正化・効率化

番号を活用し、法定調書の名寄せや申告書との突合を正確かつ効率的に実施。

## 法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



平成27年10月～  
法人番号の通知を開始予定



わかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

---

## **VII 改正相続税法への対応**

# VII 改正相続税法への対応

## ○ 平成25年度税制改正(平成27年1月1日施行)による主な改正事項

### ➤ 基礎控除額の引下げ

【改正前】  $5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数})$

【改正後】  $3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人数})$

※ 被相続人から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要がある。

## ○ 国税庁の主な取組

### ➤ 広報の充実

#### ◆ 国税庁ホームページの充実

- ・ 特集ページ(「相続税・贈与税特集」)の開設
- ・ 相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」や、「相続税の申告要否の簡易判定シート」を掲載

#### ◆ 日本税理士会連合会のほか、日本弁護士連合会、日本公証人連合会、日本司法支援センター(法テラス)へも制度周知に係る協力要請を実施

### ➤ 相談体制の整備

- ◆ 税務署での面接相談を希望する納税者については、事前予約制を周知・徹底するとともに、署内関係部署での連携を強化した上で適切に対応
- ◆ 一般的な相談を希望する納税者については、電話相談センターの利用を広く周知

---

## **VII 国際的な租税回避への対抗**

# VIII 国際的な租税回避への対抗

## ○ 国際課税分野の課題と対応

### 税務当局間のネットワーク

#### 情報交換

- ・要請に基づく情報交換
- ・自発的情報交換
- ・自動的情報交換

#### 二重課税回避の ための相互協議

#### 多国間の長官級会議

- ・FTA(OECD税務長官会議:OECD Forum on Tax Administration)
- ・SGATAR(アジア税務長官会合: Study Group on Asian Tax Administration and Research)

- 経済のグローバル化・ICT化
- 税制の隙間や抜け穴を利用したグローバル企業のタックス・プランニング

### BEPS

税源浸食と利益移転  
(Base Erosion and Profit Shifting)  
の問題

### CRS

OECDにおける自動的情報交換のた  
めの国際的統一基準  
(Common Reporting Standard)

### 徴収共助

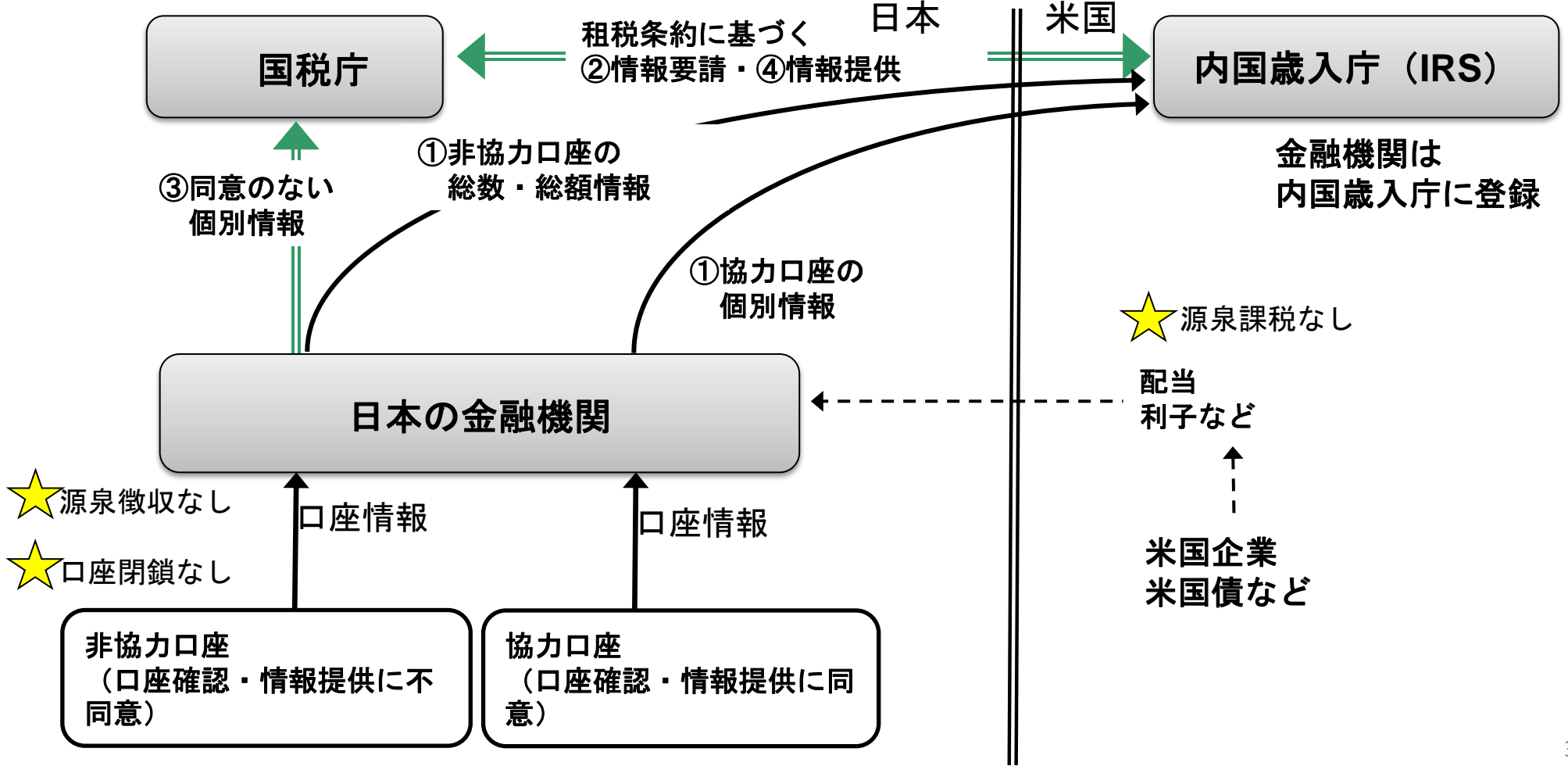
相互に条約相手国の租税債権を  
徴収していこうとする枠組み



# VIII 国際的な租税回避への対抗

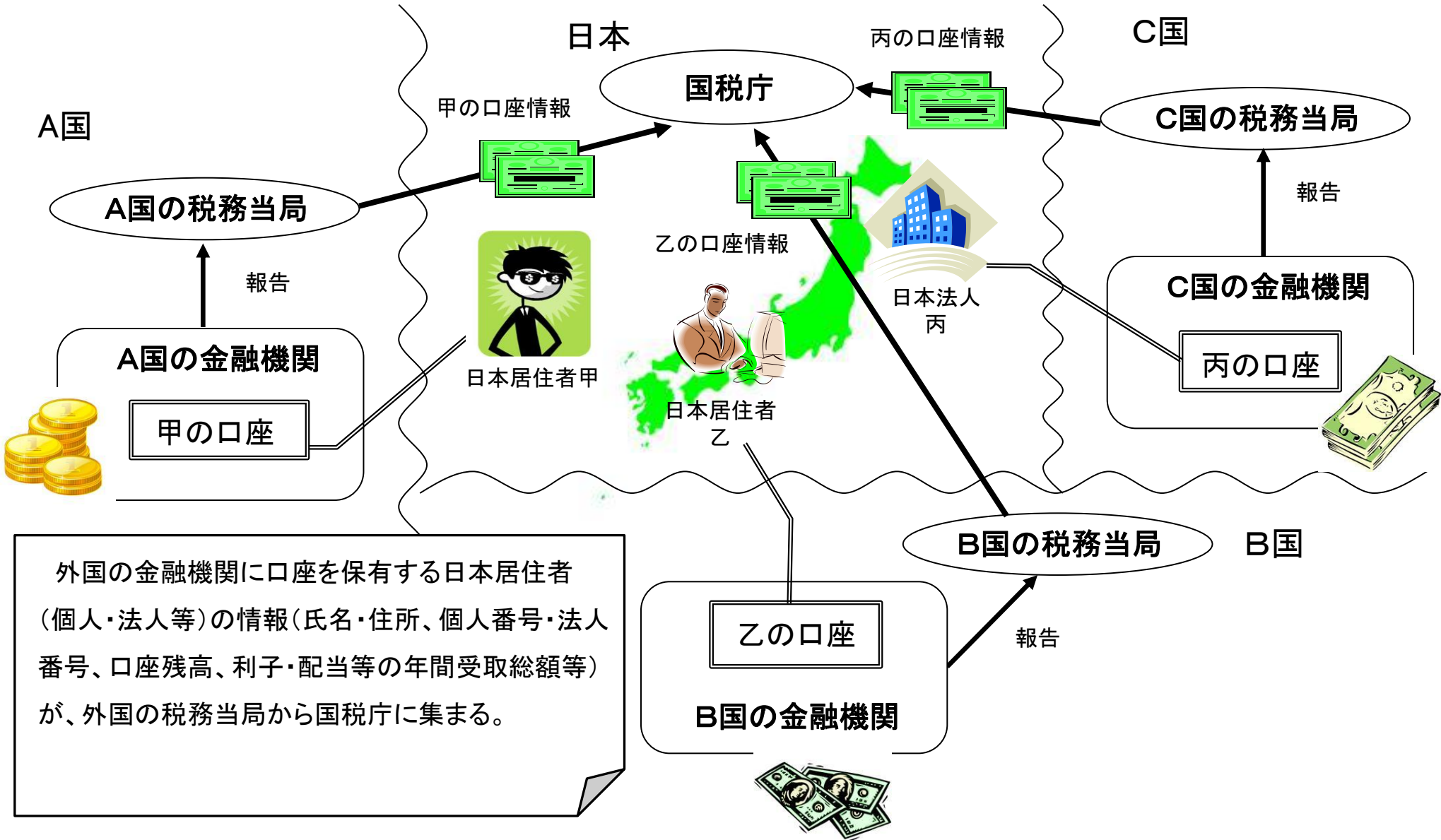
## ○ FATCAに関する日米政府間の枠組み

- 租税条約の活用により個人情報保護法・源泉徴収・口座閉鎖の問題を解決
- 2012年6月に、当局間の日米共同声明を公表
- 金融機関の登録期限、新規口座の特定手続の開始日は、2014年7月1日
- 金融機関による口座情報の内国歳入庁への初回報告期限は、2015年3月31日



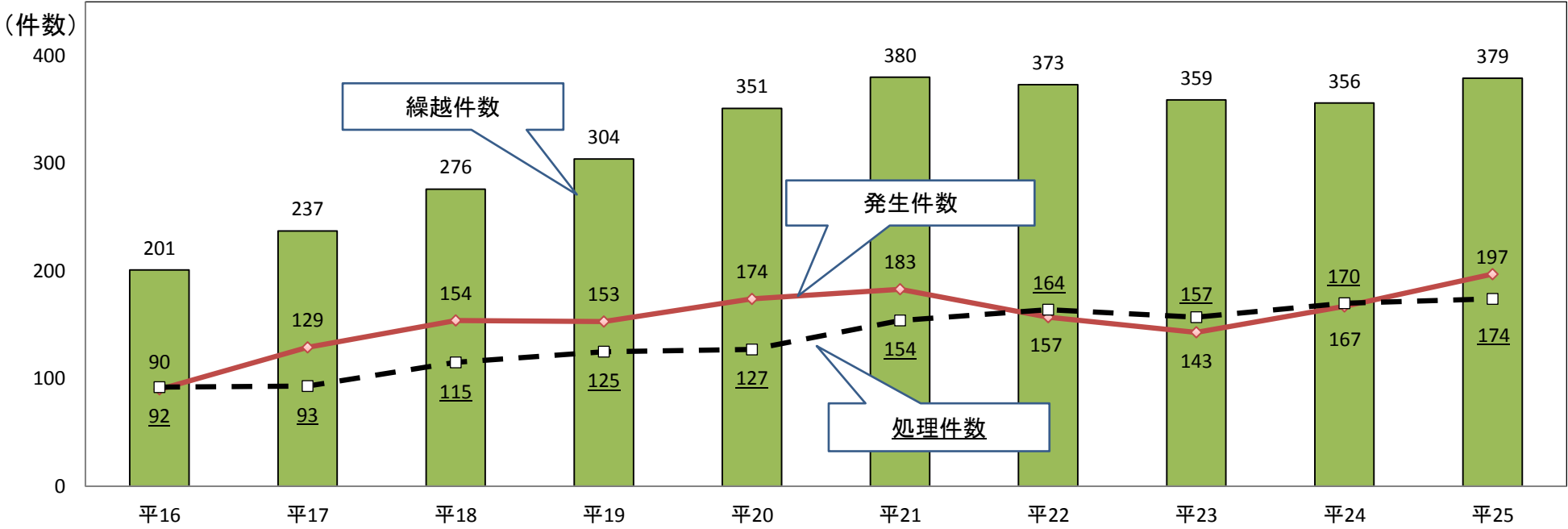
# VIII 国際的な租税回避への対抗

## 金融口座に関する自動的情報交換のイメージ



# VIII 国際的な租税回避への対抗

## ○ 相互協議事案の発生・処理・繰越件数の推移



(事務年度)

## ○ 相互協議事案の平均処理期間

事務年度	平成23	平成24	平成25
処理期間	25.1か月	29.3か月	22.6か月

## ○ 相互協議に関する最近の動向

- OECD非加盟国との協議事案割合の増加(平成20:約20%⇒平成25:約30%(繰越件数ベース))
- 協議に長期間を要する困難事案の増加(事業再編が問題となる事案など)

# VIII 国際的な租税回避への対抗

## 税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画

- 近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化。
- この問題に対応するため、OECD 租税委員会(議長:浅川・財務省国際局長)は2012年より「税源浸食と利益移転」(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)に関するプロジェクトを立ち上げ、2013年7月19日に「BEPS 行動計画」を公表。BEPS 行動計画は、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(2013年7月19～20日、於:モスクワ)に提出され、日本をはじめとするG20 諸国から全面的な支持を得た。
- OECDは、2014年9月～2015年12月の間に、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための対応策を三段階で勧告する予定。2014年9月16日には、BEPSプロジェクトの第一弾の報告書を公表。

# VIII 国際的な租税回避への対抗

## 税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画

行動	概要	期限
1	電子商取引課税 (報告書の作成)	2014年9月
2	ハイブリッド・ミスマッチ取決めの 効果否認 (勧告の策定)	2014年9月
3	外国子会社合算税制の強化 (勧告の策定)	2015年9月
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食 の制限 (勧告の策定)	2015年9月 2015年12月
5	有害税制への対抗 (税制の審査・枠組みの改定等)	2014年9月
		2015年9月 2015年12月
6	租税条約濫用の防止 (勧告の策定)	2014年9月
7	恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避 の防止 (モデル条約の改定)	2015年9月

行動	概要	期限
8	移転価格税制 (①無形資産) (ガイドラインの改定)	2014年9月
		2015年9月
9	移転価格税制 (②リスクと資本) (ガイドラインの改定)	2015年9月
10	移転価格税制 (③他の租税回避の可 能性が高い取引) (ガイドラインの改定)	2015年9月
11	BEPSの規模や経済的効果の指標の集 約・分析方法の策定 (分析方法の確立)	2015年9月
12	タックス・プランニングの報告義務 (勧告の策定)	2015年9月
13	移転価格関連の文書化の再検討 (ガイドラインの改定)	2014年9月
14	相互協議の効果的实施 (方法の策定)	2015年9月
15	多国間協定の開発 (課題分析・協定案の開発)	2014年9月
		2015年12月

---

## Ⅸ その他

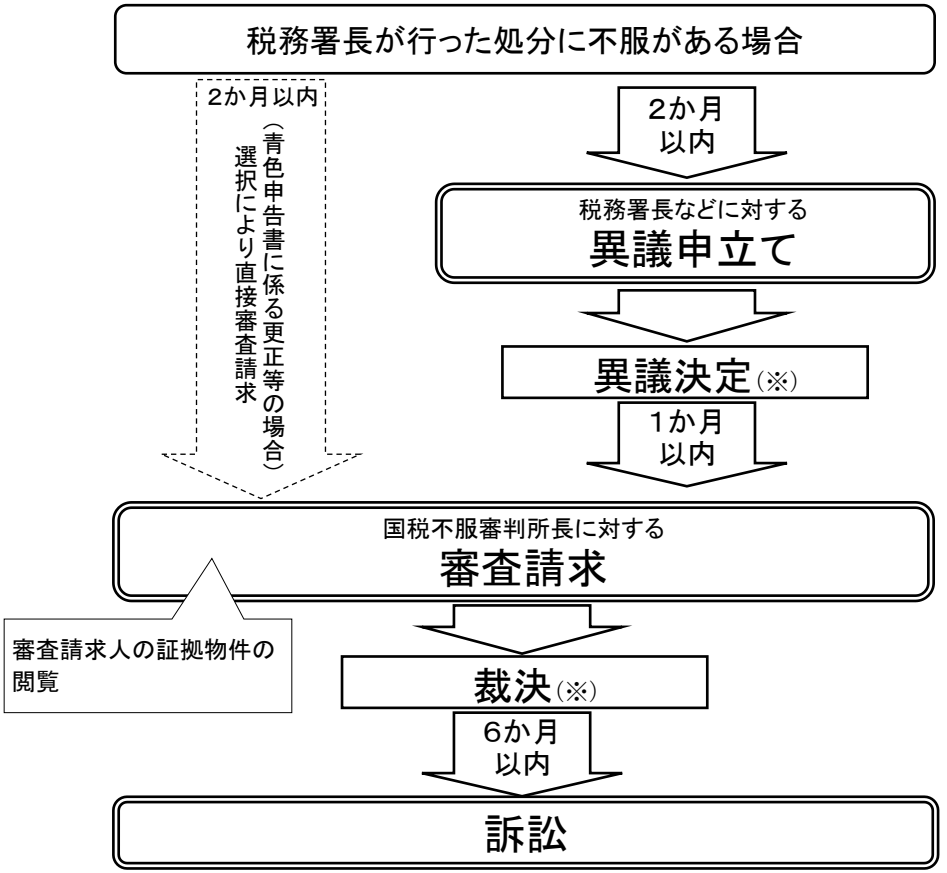
- 1 国税不服申立制度の改正の概要
- 2 税理士制度の見直しの概要
- 3 酒税行政

# Ⅸ-1 国税不服申立制度の改正の概要

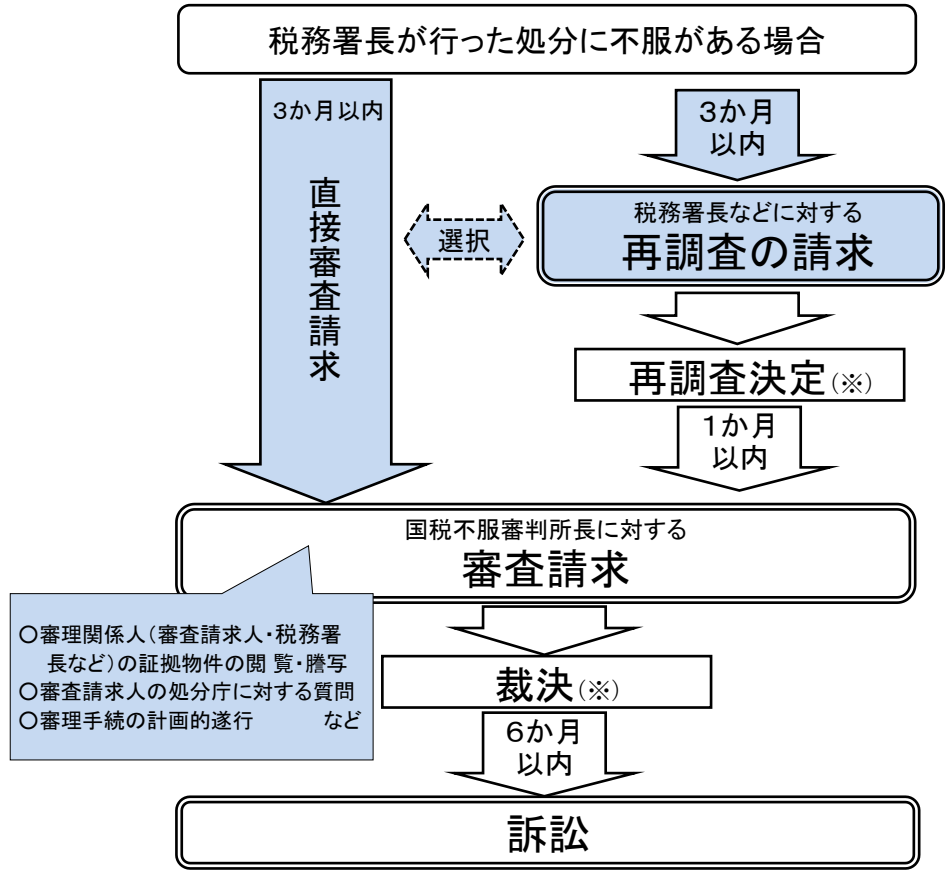
## ～主な改正事項～

- ・直接審査請求を可能とする(「異議申立て」を廃止し、「再調査の請求」(選択制)を創設)
- ・不服申立期間を2か月から3か月に延長
- ・審査請求における証拠物件の閲覧対象の拡大・謄写の導入
- ・審理における手続規定の整備(審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行)

### 【 改正前 】



### 【 改正後 】



(※) 税務署長など・国税不服審判所長から3か月以内に決定・裁決がない場合は、それぞれ決定・裁決を経ないで、審査請求・訴訟をすることができます。

# Ⅸ-2 税理士制度の見直しの概要

○ 税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し見直しを行う。

改正項目	改正区分	施行日
○ 納税者利便の向上 1 租税教育への取組の推進（税理士会会則の絶対的記載事項化） 2 調査の事前通知の規定の整備	法律・政令 法律・省令	平成27年4月1日 平成26年7月1日
○ 税理士の業務の活性化・人材確保 3 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し（名義貸しの禁止規定等含む） 4 税理士試験の受験資格要件の緩和（職歴要件3年以上⇒2年以上） 5 補助税理士制度の見直し	法律・省令 法律 省令	平成27年4月1日 平成27年4月1日 平成27年4月1日
○ 税理士制度の信頼性の向上 6 公認会計士に係る資格付与の見直し（国税審議会による研修の指定） 7 税理士に係る懲戒処分の適正化（税理士業務の停止期間1年⇒2年） 8 懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し	法律・省令 法律 法律	平成29年4月1日 平成27年4月1日 平成26年4月1日
○ その他 9 事務所設置の適正化（税理士会の登録調査権限の明確化） 10 税理士証票の定期的交換 11 電子申告等に係る税理士業務の明確化 12 会費滞納者に対する処分の明確化	省令 省令 通達 告示	平成27年4月1日 平成27年4月1日 現行取扱いの明確化 平成27年4月1日



# Ⅸ－3 酒税行政

## 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施

- 酒税の保全を図る観点から、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、これを適正に運用
- 酒類業の所管省庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を実施

### 主な取組

- 酒類の安全性の確保と品質水準の向上  
( 酒造メーカーに対する技術指導、放射性物質などの安全性に関する調査 等 )
- 酒類の表示の適正化  
( 酒類業者に対する適切な表示に関する指導、酒類の表示に関する調査 等 )
- 適正飲酒や環境への配慮などの社会的要請への対応  
( 未成年者飲酒防止への取組、酒類容器のリサイクル制度の周知 等 )
- 酒類の公正な取引環境の整備  
( 利益を度外視した廉売など不公正取引の防止等を目的とした取引実態調査や改善指導 等 )
- 日本産酒類の輸出環境整備  
( 国際イベント等への職員派遣、貿易障壁の撤廃・緩和に向けた取組 等 )

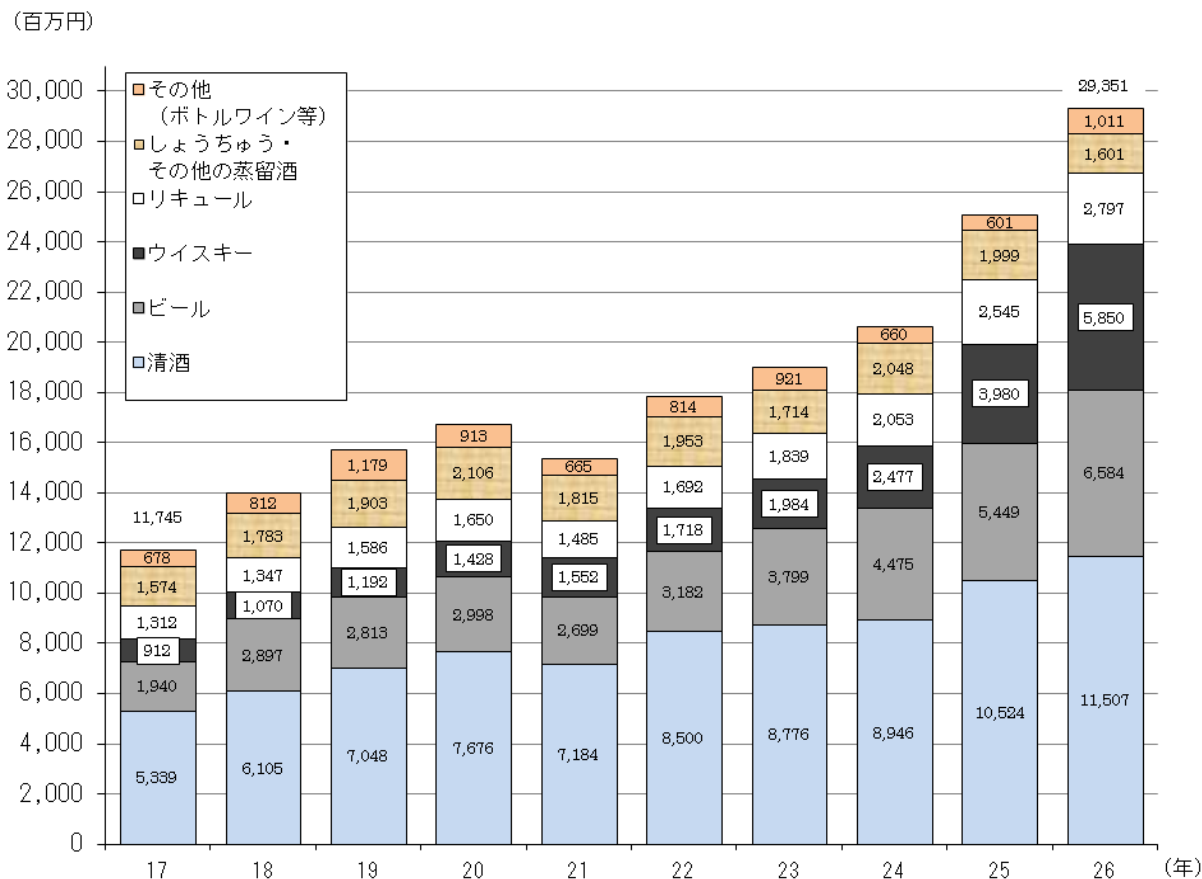
# Ⅸ-3 酒税行政

## ○ 最近の日本産酒類の輸出動向

平成26年分輸出金額は294億円(対前年比116.9%)となり、3年連続で過去最高を記録(数量ベースでは2番目)。

(参考) 日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)において、日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指している。

平成25年の日本産酒類の輸出額の伸び率は、21.5%で、農林水産物・食品の伸び率(22.4%)とほぼ同じ。



○品目別 (単位:百万円)

品目	平成26年	対前年同期比
清酒	11,507	109.3%
ビール	6,584	120.8%
ウイスキー	5,850	147.0%
リキュール	2,797	109.9%
しょうちゅう	1,601	93.8%
その他(ボトルワイン等)	1,011	113.3%
輸出金額合計	29,351	116.9%

【参考】

	平成26年	対前年同期比
輸出数量合計(kℓ)	87,796	113.7%
内、清酒数量(kℓ)	16,316	100.7%

○輸出先別(上位10ヶ国)

国名	平成26年	対前年同期比
アメリカ合衆国	6,345	108.0%
大韓民国	4,953	113.6%
台湾	3,553	121.0%
香港	3,102	109.8%
シンガポール	1,772	131.6%
フランス	1,648	142.2%
中華人民共和国	1,623	116.0%
英国	1,098	136.0%
ロシア	1,055	133.7%
オーストラリア	874	135.9%

(出典)財務省貿易統計